

様式2はメーカーが記入ください。根拠となる資料を添付してください。

日本照明工業会会員は専用書式をご利用ください。



根拠となる資料とは

- ・ 当該設備の性能が分かるもの（“lm/W” など算出した数値データが分かるもの）
- ・ 当該設備の販売開始年度がわかるもの
- ・ 一代前モデルの性能が分かるもの（“lm/W” など算出した数値データが分かるもの）
- ・ 一代前モデルの販売開始年度がわかるもの
- ・ 旧モデルが全くない当該設備について申請される場合は、当該設備に旧モデルが全くないこと、理由、考え方等を記入した資料（様式は問いません）
- ・ 日本照明工業会会員は専用書式をご利用ください。

建物附属設備の照明設備の場合、14年以上前（機械装置の場合は、10年以上前）に発売されたモデルは、非該当となり申請できません。

照明器具の指標は③を選択し、原則“lm/W”を記載。誘導灯や非常灯等の場合は“W”でも可。

年 月 日 (様式2)  
 照明器具製造業者等名:  
 〇〇照明器具製造株式会社

【チェックリスト】

記入例

<比較指標> (※)以下の1~3までのいずれかの指標で比較。  
 1.単位時間あたり生産量【 】 2.歩留まり率【 】 ③.投入コスト削減率【 lm/W 】  
 照明器具の指標は[3.投入コスト削減率]を選択し、【 】には(lm/W)を記載

メーカー名記入（1社のみ）  
 責任者名や捺印は不要です。

年度とは  
 1月1日～12月31日の間です。

照明器具の型式を記入。  
 添付する光源型式等もすべて明記ください。  
 (様式1)の別紙に記入する型式はここに記載されたものと  
 同じにしてください。

モデル数が多くて記入欄が足りない場合には追加ください。

比較する旧モデルがない、全くの新製品の場合は、旧モデルなしに〇印をして、旧モデルがない理由の資料を添付してください。

設備(型式)	発売開始要件の確認		生産性向上に該当するか				旧モデルなし *旧モデルなしの場合 は〇印を付すること	当該要件への 当否	証明者 チェック欄		
	当該設備の販売開始日が、取得日から一定期間 (※1)に属する年度開始の日以後であること。	当該設備の一代前モデルと比較して年平均%以上の生産性向上を達成している。	当該設備の <指標数値>	一代前モデル (型式)	一代前モデル (販売開始年度)	一代前モデルの <指標数値>				<生産性向上>	
XYZ-1234	①販売開始年度 2016年度	②-①= 1年	1. 該当	当該設備の <指標数値>	ABC-456	2013年度	80	年平均 8 %	1. 該当	〇	1. 該当
	②取得等を する年度 2017年度		2. 非該当	100					2. 非該当		2. 非該当
DEF-5678(HH333AB)	①販売開始年度 2004年度	②-①= 13年	1. 該当	当該設備の <指標数値>	RTY-567T	2000年度	50	年平均 22 %	1. 該当	〇	1. 該当
	②取得等を する年度 2017年度		2. 非該当	95					2. 非該当		2. 非該当
SDD-246+RW211	①販売開始年度 2014年度	②-①= 3年	1. 該当	当該設備の <指標数値>	SDD-240T+RW200	2012年度	90	年平均 16 %	1. 該当	〇	1. 該当
	②取得等を する年度 2017年度		2. 非該当	120					2. 非該当		2. 非該当
HJ-358	①販売開始年度 2015年度	②-①= 2年	1. 該当	当該設備の <指標数値>		20年度		年平均 %	1. 該当	〇	1. 該当
	②取得等を する年度 2017年度		2. 非該当	60					2. 非該当		2. 非該当
5	①販売開始年度 20年度	②-①= 年	1. 該当	当該設備の <指標数値>							
	②取得等を する年度 20年		2. 非該当								

生産性向上 年平均計算式  
 (当該モデル指標 - 旧モデル指標) ÷ 旧モデル指標 ÷ 販売年度の差 × 100  
 = (120 - 90) ÷ 90 ÷ (2014 - 2012) × 100 ≒ 1.6  
 四捨五入では無く、小数点以下切り捨てで記入。1%以上であること。

- ・ 「旧モデルなし」というのは、第一号製品でそれ以外の製品が社内に一切存在しない等、非常に限定的な場合です。
- ・ 新製品で、直接的な旧モデルがない場合でも、似たような用途で使われている既存製品と性能比較をして下さい。
- ・ 同じ光源での比較ですので、例えば蛍光灯で発売していたモデルをLED照明にて開発した第一号製品であれば、旧モデル無しということになります。
- ・ 旧モデルなしの場合、他社の類似製品と比較して指標数値が著しく低い場合には、非該当と判断する場合があります。